



さいたま桜高等学園

進路だより

令和元年9月26日(木)第10号



最低賃金の改定…卒業後の給与

今年も10月1日から埼玉県 lowest賃金(時給)が¥898から**¥926**に引き上げられます。最低賃金は都道府県ごとに決められていて、埼玉県は愛知県と並んで全国4位です。平成19年の開校の年には時給¥702。12年間で¥224(約24%)上昇しました。

時給アップは嬉しい反面、当然1時間に**¥926に値する働き=成果を求められる**ことになり、自覚を持って誠実に仕事に従事しなければなりません。

昨年度の卒業生で求人票を受理して就職した生徒55名の内、43名が時給制で契約しています。

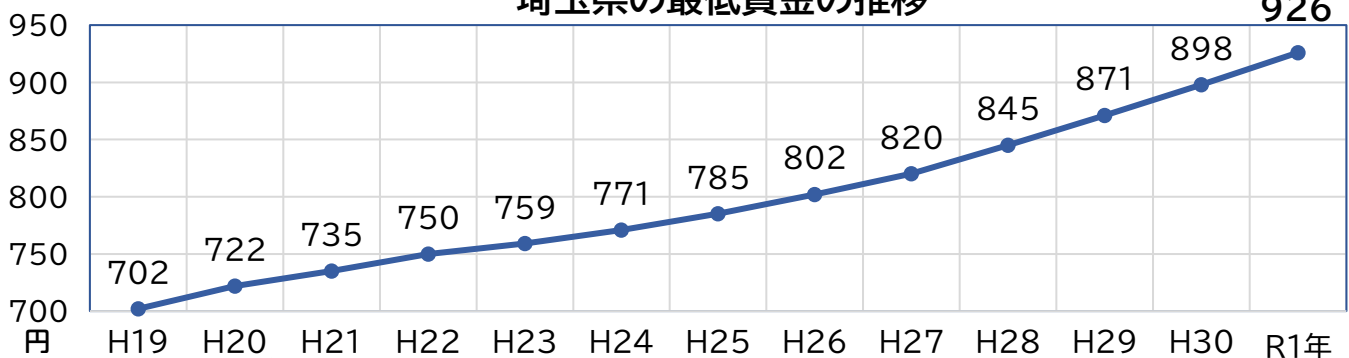


H30年度卒業生の給与形態

日給(1名・1.8%)

時給制(43名・78.2%)		月給制(11名・20.0%)
最低賃金(14名・25.5%)	最低賃金+α(29名・52.7%)	

埼玉県の最低賃金の推移



給与は「求人票」で確認するものです。

実習で「この会社の給料いくらですか?」と聞いてはいけません!

……保護者の皆様へ……



実習実施にあたり、次の点について、ご協力お願いいたします。

- 実習先の下見の支援…経路や料金、移動時間等、実際のルートを確認してください。
- 実習関係書類の記入と提出…必ず、保護者がご記入ください。
実習の手引きや進路だより第2号でご確認をお願いします。
- 実習日誌の記入(事前・実習中の毎日・事後)…実習の手引きの記入例を参考にご記入ください。
- 訪問時は公共交通機関で!…事情がある場合は担任までお申し出ください。
- ご不明な点は担任まで!…直接実習先に電話や訪問することは、ご遠慮ください。
- 訪問時の待ち合わせは…「中にどうぞ。」と言われても待ち合わせている旨、伝えてください。